

中小企業等経営強化法について

中小企業庁事業環境部企画課

平成28年6月

1. 中小企業等経営強化法の概要 ①必要性

(1) 生産性向上の必要性

少子高齢化、人手不足等の状況においては、製造業はもとより、相対的により生産性の低い非製造業において、中小企業・小規模事業者等の生産性の向上が不可欠。

(3) 業種別の課題への対応

生産性向上のための取組は、事業分野ごとに企業が抱える経営課題や解決手法が異なるため、同業者等のベストプラクティスをもとに、自社において対策を講ずることが効果的。

中小企業等経営強化法

- ・政府が、生産性向上に役立つ取組を分かりやすく中小企業・小規模事業者等に提供
- ・適切な取組を計画した中小企業・小規模事業者等を政府が積極的に支援

(2) 業種横断的な課題への対応

事業活動に有用な会計管理の徹底、財務内容の分析、ITの導入等、経営資源を十分活用するための取組が大事。支援機関による伴走型の支援が重要。

(4) 中堅企業の重要性

中堅企業は、地域の中小企業との取引のハブとなるなど、地域経済を牽引する存在。中堅企業の実業向上も一体的に支援することで、地域経済に大きな波及効果をもたらすことができる。

1. 中小企業等経営強化法の概要 ②スキーム

(1) 事業分野別指針の策定

各事業所管大臣が、事業分野ごとに生産性向上（経営力向上）の方法などを示した事業分野別の指針を策定します。

(2) 経営力向上計画の認定

中小企業者等が作成した「経営力向上計画」を各事業所管大臣が認定します。認定事業者は、税制や金融支援等の措置を受けることができます。

主務大臣
(事業分野別指針の策定)

申請

認定

【支援措置】

- 生産性を高めるための機械装置を取得した場合、3年間、固定資産税を1 / 2に軽減
- 計画に基づく事業に必要な資金繰りを支援（融資・信用保証等）

経営力向上計画

申請事業者

(中小企業・小規模事業者
中堅企業)

申請を
サポート

**事業分野別
経営力向上推進機関**

普及啓発
人材育成

例

- ・事業者団体
- ・同業者組合 等

経営革新等支援機関

例

- ・土業等の専門家
- ・商工会議所・商工会
- ・地域金融機関 等

※事業分野別指針が策定されていない分野においては基本方針に基づいて申請ができる。

1. 中小企業等経営強化法の概要

③法律に基づく支援措置（税制以外）

①中小企業信用保険法の特例

経営力向上計画の実行※にあたり、民間金融機関から融資を受ける際に信用保証協会による信用保証に関し、特例の支援措置を受けることができます。

※新事業活動に該当する事業に限る。中小企業者に限る。

○普通保険等の保証限度額の別枠設定

| | 通常枠 | 追加枠 |
|--------|------------|------------|
| 普通保険 | 2億円（組合4億円） | 2億円（組合4億円） |
| 無担保保険 | 8,000万円 | 8,000万円 |
| 特別小口保険 | 1,250万円 | 1,250万円 |

○新事業開拓保険等の保証枠拡大・保険料の引下げ等

②中小企業投資育成株式会社法の特例

中小企業投資育成株式会社による投資は、通常資本金額が3億円以下の株式会社が対象になります。

経営力向上計画の承認を受けることで、資本金額が3億円を超える株式会社（中小企業者）も投資対象になります。

③日本政策金融公庫によるスタンバイ・クレジット

経営力向上計画の認定を受けた中小企業者(国内親会社)の海外支店又は海外現地法人が海外金融機関から現地流通通貨建ての融資を受けるに当たり、日本公庫が提携する海外金融機関に対して信用状を発行します。

本制度により、海外現地法人等による海外での現地流通通貨の円滑な調達を支援します。

④中小企業基盤整備機構による債務保証

中小企業者等のうち①の特例が措置されている中小企業者を除く者（中堅クラスの企業等）が行う経営力向上計画の実行に必要な資金について、中小企業基盤整備機構による債務保証を受けることができます。

⑤食品流通構造改善機構による債務保証

食品製造業者等は、食品流通構造改善機構による債務保証を受けることができます。

3. 固定資産税の軽減措置について ①概要

- 「認定経営力向上計画に基づき取得した経営力向上設備等に該当する機械及び装置」（地方税法）は、固定資産税の軽減措置を受けることができます。
 - ※固定資産税の課税標準が3年間2分の1に軽減。
 - ※適用期間は、法律の施行日から平成31年3月31日まで。
 - ※経営力向上設備等の定義は、税制改正大綱において決定された範囲で経済産業省令に規定。
- 要件を満たすかどうかの判定を主務大臣が行うことは困難であるため、生産性向上設備投資税制と同様に、各工業会において、要件を満たすことを証明する証明書を発行していただき、主務大臣はその証明書により、経営力向上設備等であることを確認することとしたい。

【経営力向上設備等の要件】

- 販売開始から10年以内のもの
- 旧モデル比で生産性（単位時間当たりの生産量、精度、エネルギー効率等）が年平均1%以上向上するもの ※生産性向上設備投資促進税制（A要件）と異なり最新モデル要件はなし。
- 1台又は1基の取得価額が160万円以上のもの。

【軽減措置の対象】

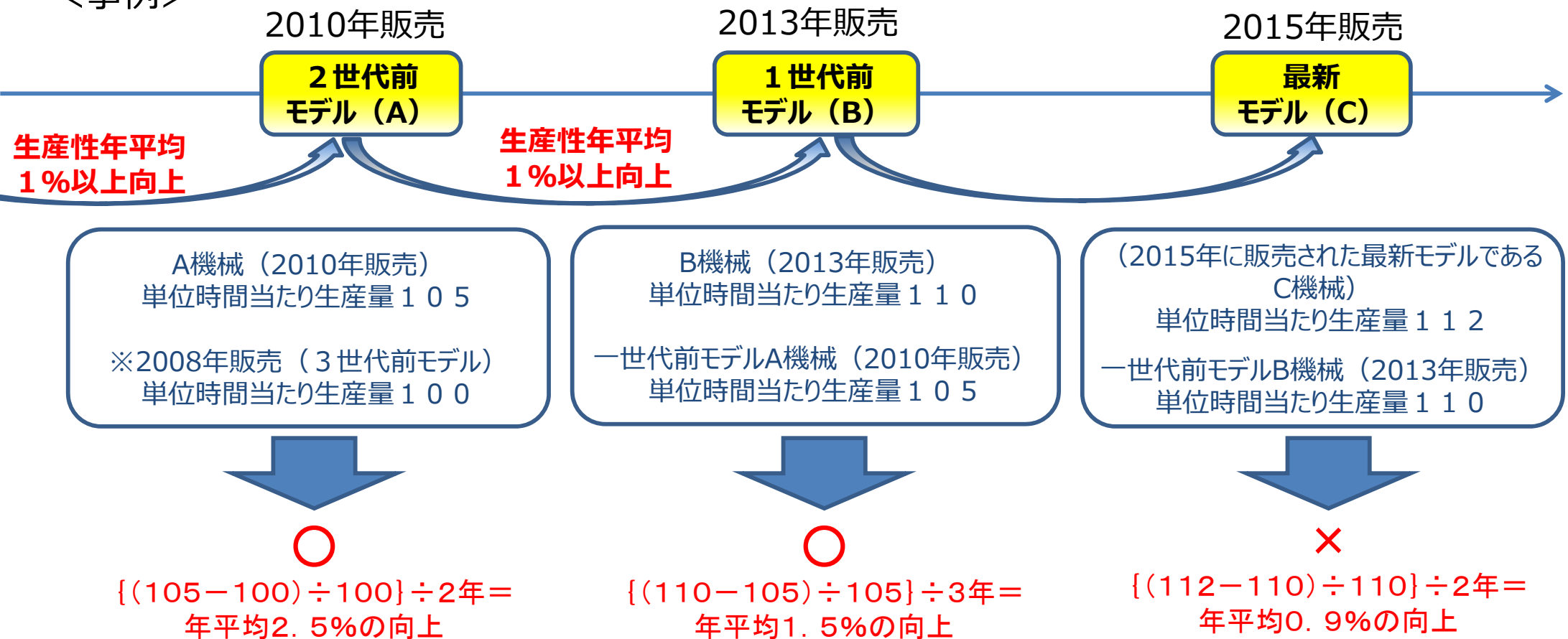
- 租特税法の中小事業者等

（資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人／資本金若しくは出資を有しない法人の場合、常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人／常時使用する従業員の数が1,000人以下の個人）

3. 固定資産税の軽減措置について ②要件の判定

- 本税制の要件は、旧モデル（当該モデルの一世代前モデル）と比較して、「生産性」が年平均1%以上向上しているものであること。
- 生産性向上設備投資促進税制とは異なり、最新モデル要件はありません。
- なお、対象となる設備は、「**機械及び装置**」のみです。

<事例>



3. 固定資産税の軽減措置について ③生産性向上税制と違い

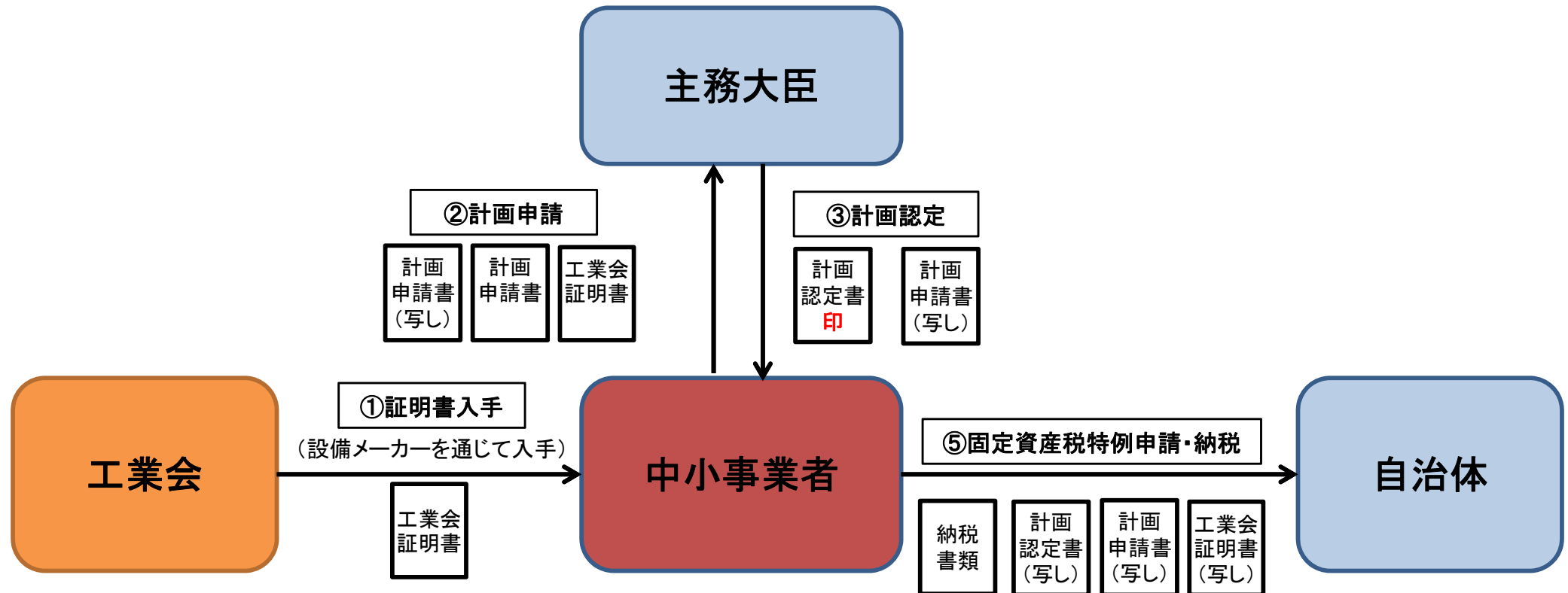
| | 中小企業等経営強化法に基づく固定資産税の軽減措置 | 生産性向上設備投資促進税制（A要件） |
|------------|--|--|
| 軽減措置の内容 | 固定資産税 | 法人税額の控除・特別償却 |
| 対象事業者 | 中小事業者等 | 青色申告をしている法人・個人（対象業種や企業規模に制限はない） |
| 対象設備 | 機械及び装置のみ | 機械及び装置／器具及び備品／工具／建物附属設備／建物／ソフトウェア |
| 設備の要件 | <ul style="list-style-type: none"> ▶ 生産性1%向上 | <ul style="list-style-type: none"> ▶ 生産性1%向上 ▶ 最新モデル |
| その他満たすべき要件 | 生産等設備を構成するものであること／最低取得価額要件を満たしていること／国内への投資であること／中古資産・貸付資産でないこと、等 | |

※工業会において確認していただく内容は、最新モデル要件がなく、生産性を旧モデル（当該モデルの一世代前モデル）と比較すること以外に生産性向上設備投資促進税制（A要件）と変更点はありません。

※生産性向上設備投資促進税制と併用可能です。

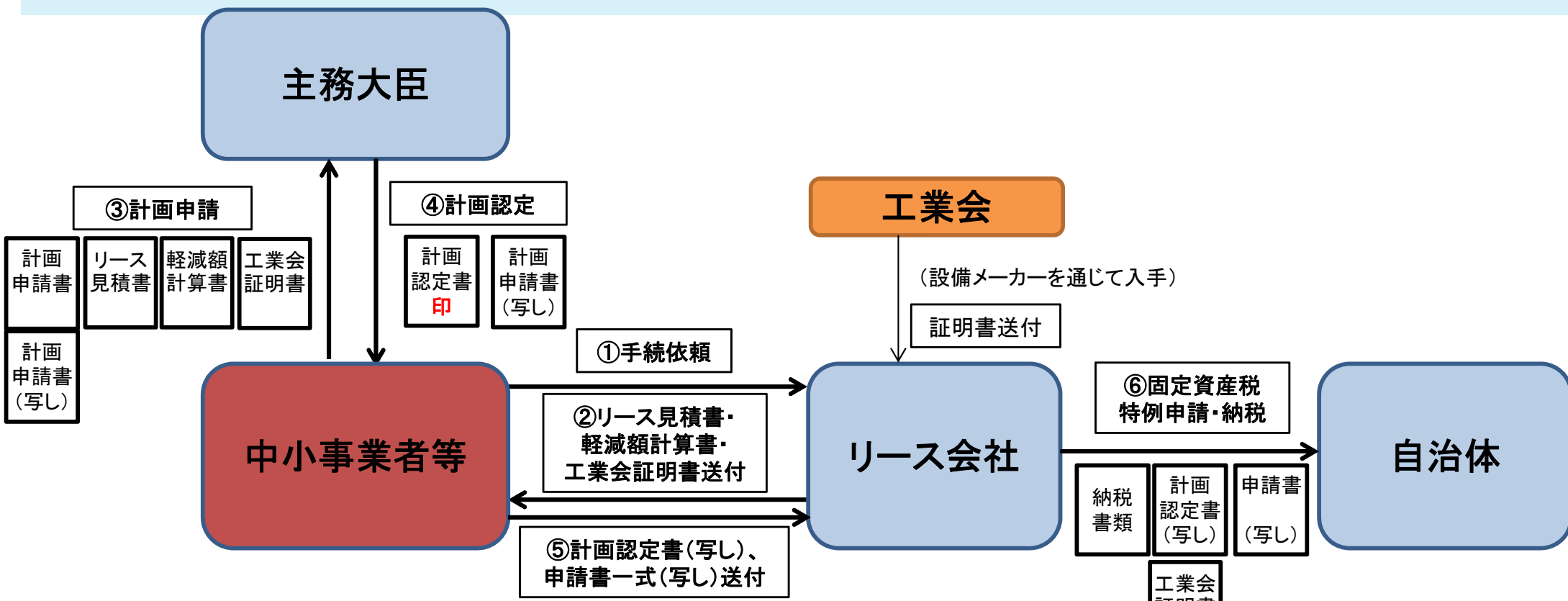
3. 固定資産税の軽減措置について ④事業者から見た手続

- ① 中小事業者は、設備を決定し、設備メーカーを通じて工業会から証明書入手。
- ② 経営力向上設備等の種類を記載した計画申請書とともに、工業会が発行した生産性証明書（原本）を添付して、主務大臣に計画申請。
- ③ 主務大臣は、計画認定書（大臣印が捺されたもの）を中小事業者に交付。
- ④ 中小事業者が設備を取得。
- ⑤ 納税時には、納税書類とともに計画認定書の写しと計画申請書一式（添付書類を含む）の写しを自治体に提出する。



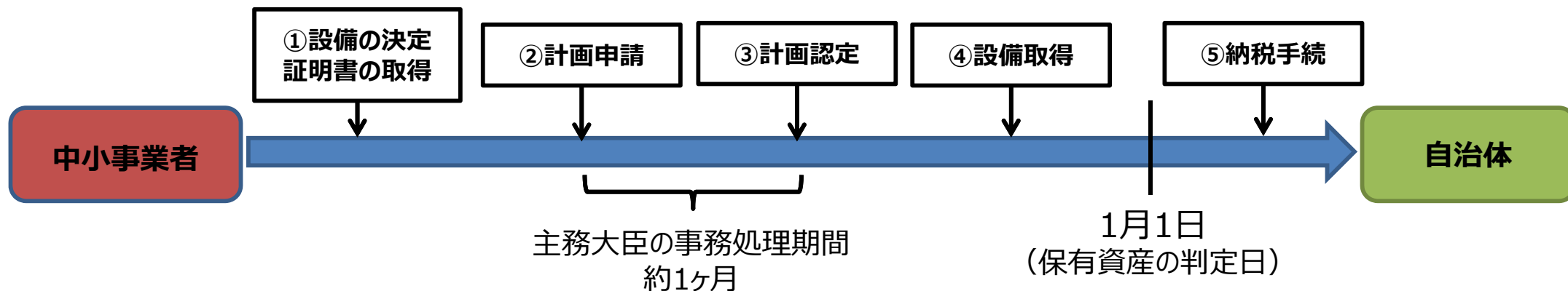
【参考】所有権移転外リースの場合

- ① 中小事業者は、設備を決定し、リース会社に手続を依頼。リース会社は、リース見積書・公益社団法人リース事業協会が確認した固定資産税軽減額計算書・工業会証明書を中小事業者に送付。
- ② 経営力向上設備等の種類を記載した計画申請書とともに、リース会社から入手した書類を添付して、主務大臣に計画申請。
- ③ 主務大臣は、計画認定書（大臣印が捺されたもの）を中小事業者に交付。
- ④ 中小事業者はリース会社に計画認定書の写しと計画申請書一式（添付書類を含む）の写しを送付し、リース会社が自治体に納税手続を行う。



3. 固定資産税の軽減措置について ⑤ 手続のフロー

- 1月1日時点で、①計画認定を受け、②設備を取得済の場合に固定資産税の軽減措置を受けることができます。



※なお、法律の施行日以降であれば、計画申請前に設備を取得することも可能です。
ただし、設備取得から2ヶ月以内に計画申請する必要があります。

4. 依頼事項とスケジュール

- 生産性向上設備投資促進税制において、機械及び装置を証明をして頂いている団体におかれましては、本税制（中小企業等経営強化法に基づく固定資産税減税）の証明についてもお願い致します。
- 証明の手数料については、生産性向上設備投資促進税制に準じることとして頂ければと存じます。ただし、生産性向上設備投資促進税制と本税制を併用する場合には、証明行為は1回ですので、手数料を重複して徴収することはお控え頂けますようお願い致します。
- 今後のスケジュールとしては、以下を予定しております。
 - 6月13日以降 事業者向け説明会開始（HPで御案内します）
 - 7月中 法律施行（予定）